公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令案について

令　和　５　年　２　月
内閣府民間資金等活用事業推進室

１．背景

令和３年４月に公布された民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第24号。以下「改正法」という。）では、所有者不明土地の発生を防止し、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の円滑化を図るため、民法（明治29年法律第89号）や不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「登記法」という。）等について改正が行われた。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第６項に規定する公共施設等運営事業を実施する権利である公共施設等運営権については、みなし物権であることを踏まえて、登録制度が設けられており、登録の手続等は公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号。以下「登録令」という。）や公共施設等運営権登録令施行規則（平成23年内閣府令第66号。以下「登録規則」という。）において定められている。

先般、登録令については、公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令（令和４年政令第402号。以下「改正令」という。）が公布されたところ、改正法及び改正令の施行に伴い、登録規則について所要の改正を行うこととする。

２．内閣府令案の概要

改正令により、登録権利者は、共同して抵当権に関する登録の抹消を申請すべき法人が解散し、相当の調査が行われたと認められるものとして内閣府令で定める方法により調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して当該登録の抹消を申請することができない場合において、一定の期間が経過したときは、単独で当該登録の抹消を申請することができることとされた。

今般、登録規則について、相当の調査が行われたと認められるものとして内閣府令で定める方法を定める等、所要の改正を行うこととする。

３．今後のスケジュール（予定）

公布：　令和５年３月中
施行：　令和５年４月１日